

平成 28 年 4 月 29 日

居宅介護支援事業所 各位

社会福祉法人パール
施設長 入江 祐介

特定事業所集中減算「正当な理由」に該当する事業所認定のお知らせ

平成 27 年度、下記 3 つのサービス事業部門において、
『東京都福祉サービス第三者評価』を受審。且つ、サービス項目・利用者保護
に関する項目における、全ての評価項目で「標準項目を全て満たしている状態」
に認定されました。

- ①【ショートステイ】パール代官山
- ②【訪問看護】パール訪問看護ステーション
- ③【訪問介護】パールケア

つきましては、平成 30 年・前期分（3 月～8 月）までの 3 年間、上記 3 事業部
門におきまして、80%を越えても集中減算の対象とならない、東京都の『特定
事業所集中減算の正当な理由』に該当することになります。

サービス事業所選定でお困りの際には、ご相談下さいますよう、宜しくお願
い申し上げます。